

令和6年度

財政援助団体等監査
(公の施設の指定管理者)

結果報告書

智頭町監査委員

《目 次》

	ページ
第1. 基準に準拠している旨	1
第2. 監査の種類	1
第3. 監査の対象	1
第4. 監査の着眼点	1
第5. 監査の主な実施内容	2
第6. 監査の実施場所及び日程	2
第7. 監査の結果	2
I 総 括	2
II 要改善事項	2
III 監査意見	9
IV 指定管理の概要	10
【指定管理者制度関係条文・国関連通知】	11

【注 記】

文中使用する次の法令名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令及び規則などについては、法令年、法令番号、公示年、公示番号などを省略した。

地方自治法(昭和22年法律第67号)	➡	自治法
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	➡	施行令
智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成17年12月22日条例第33号)	➡	手続等条例
智頭町旧小学校施設の設置及び管理に関する条例 (令和元年12月13日条例第32号)	➡	施設設置条例
智頭町旧小学校施設の管理及び運営に関する規則 (令和元年12月13日規則第14号)	➡	施設管理規則
智頭町立富沢コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 (令和2年9月18日条例第27号)	➡	富沢設置条例
智頭町立富沢コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則 (令和2年9月18日規則第14号)	➡	富沢管理規則
智頭町個人情報保護条例(平成17年6月21日条例第27号)	➡	個人情報保護条例
智頭町情報公開条例(平成12年3月31日条例第14号)	➡	情報公開条例
基本協定書	➡	協定書
指定管理仕様書	➡	仕様書

令和6年度財政援助団体等監査 (公の施設の指定管理者)結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、智頭町監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

1 監査の名称

財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)

2 根拠法令

自治法第199条第7項

第3 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

1 対象施設等

公の施設の名称	指定管理者の名称	所管課
旧那岐小学校	いざなぎ振興協議会	企画課
富沢コミュニティセンター	富沢地区振興協議会	企画課

2 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について(令和5度及びその他の年度)

第4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 【指定管理者関係】

- (1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等、収支会計経理は適正になされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る経費と、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 利用料金制の場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- (7) 事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。
- (8) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。

2 【所管課(企画課)関係】

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は、法令等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書・仕様書等には、必要な事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 協定等に基づく業務履行確認は事業報告書等により適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。
- (8) 指定管理制度採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定めている場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課の指定管理に係る出納及びその他の事務が適正に行われているかどうかについて、書面監査、現地調査を行い、所管課職員及び関係者からの説明聴取、講評時の弁明並びに意見聴取により実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 (1)議会事務局 委員会室 (企画課)
(2)旧那岐小学校(いざなぎ振興協議会・企画課)
(3)富沢コミュニティセンター(富沢地区振興協議会・企画課)
- 2 実施日程 令和7年2月20日(木) (1)～(3)
令和7年3月13日(木)・21日(金) 講評(議会事務局 委員会室)(企画課)

第7 監査の結果

I 総括

智頭町監査基準に準拠し、第1から第6までの記載事項及び各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、指定管理者制度の適正な運用について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。今後の制度運用にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられるよう要望する。なお、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく報告されたい。

II 要改善事項

1. 施設設置条例及び施設管理規則の整合性

(1)条例の「利用の許可」と規則の「使用の許可」

指定管理者制度下での使用料金と利用料金は、ともに公の利用の対価であるが、収入する者によりその性質は異なり、「使用料が公法上の債権(町の歳入)で、利用料金は私法上の債権(指定管理者の収入)」として区別している。

施設の使用及び利用に関しては、施設管理条例等において、「施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない」とし、「使用の許可」ではなく「利用の許可」について規定している。また、協定書では、本業務の範囲として、管理施設の利用許可及び利用料金の徴収に関する業務を規定している。

施設設置条例第6条及び富沢設置条例第7条の表題は、いずれも「利用の許可」となっているが、施設管理規則第2条及び富沢管理規則第2条の表題は、いずれも「使用の許可」となっている。施設管理規則第5条は、利用料金の減免について規定しているが、同条の表題が「使用料の減免申請」となっている。また、富沢管理規則第2条第2項では、「利用許可書」(様式第2号)を交付すると規定しているが、実際、「使用許可書」を交付している。

施設管理規則第2条及び富沢管理規則第2条の表題「使用の許可」、施設管理規則第5条の表題「使用料の減免申請」について改正されたい。

(2)条例の「指定管理者の減免承認」と規則の「町の減免承認」

施設設置条例第11条及び富沢設置条例第12条では、「指定管理者は、規則の定めるところにより利用料金を減免することができる。」としている。しかし、施設管理規則第5条及び富沢管理規則第6条では、「第1項 利用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書により町長に申請しなければならない。第2項 町長は利用料金の減免を認めるときは、減免決定通知書を交付するものとする。」としており、条例では、利用料金に対する減免等の措置は指定管理者の権限で行える業務となるにもかかわらず、規則では、町の承認を前提としている。

このことは、上記のとおり、利用料金制下では、私法上の債権として利用料金に対する減免等の措置は、指定管理者の判断により行う行為となるが、公の施設を住民の利用に供する上で、「施設利用の公平性の確保(自治法第244条第2項及び第3項)」という観点から、町の承認を前提にしていることは、指定管理者において公平性が担保できるような措置を講じているとも考えられるが、施設管理規則第4条で減免基準が示されており、条例の規定に基づいて指定管理者が減免承認を行うことについて改正されたい。

2. 協定書の見直し

指定管理者による施設の管理、運営は、町と指定管理者の間で締結された協定書に従っているが、協定書に規定のない事項や、一部実情とかい離のある事項が見受けられた。以下の事項について見直しを検討されたい。(協定書の条文は、主に、大分県及び大分市を「参考」としている。)

(1) 緊急事態等の対応(第15条関係)

危機管理体制について仕様書では、「災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、防災訓練を実施するなど、緊急事態の発生に的確に対応すること。」として、災害時等の体制を整備することを周知しているが、協定書第15条では、「緊急時の対応」について規定しているが、施設又は施設利用者の緊急事態等の不測の事態の発生を想定した①危機管理体制の構築、②事前対策(安全管理マニュアルの整備)、③応急対策(安全管理マニュアルに基づく行動)等については規定していない。

緊急事態等が発生した場合に利用者等の避難誘導等の安全確保を最優先し、被害を最小限にとどめるために迅速に対応できるよう、危機管理体制の整備等について協定書において確認的に規定し、利用者に係る安全対策等、公の施設の適切な安全管理に努められたい。

[参考] 受託者は、施設又は施設利用者等の事故及び災害等の不足の事態(以下「緊急事態等」という。)の発生を想定した危機管理体制を整備するとともに、安全管理マニュアルを作成しなければならない。2 受託者は、随時、従業員等の研修及び緊急事態等の対応について訓練等を行い、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底しなければならない。3 受託者は、危機管理体制及び安全管理マニュアルの点検を随時行うとともに、消防署等関係機関から改善の助言又は指導があった場合は直ちに改善しなければならない。4 受託者は、危険箇所の早期発見に努め、発見した場合は、迅速に適切な措置を行うものとする。5 受託者は、緊急事態等が発生した場合には、安全管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。6 受託者は、緊急事態等が発生した場合には、委託者と協力してその原因調査に当たるものとする。

(2) 指定避難所等としての使用及び避難所等として使用した場合の費用等の負担(新規条項)

管理施設は、災害等が発生し、又は発生することが予想される場合(以下「災害等」という。)、智頭町地域防災計画(「防災計画」という。)において、災害時の指定避難所等に位置付けられるなど、災害対応の拠点として重要な役割を担うことが想定されている。

防災計画で指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、運営を町が行うこととしている施設であっても、指定管理者が町による避難所等の運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意する必要がある。災害時等の利用者の安全確保を行うとともに、公的施設としての役割を果たしながら、本町の活動状況を踏まえた対応や、通常業務への復旧等、様々な業務が発生する可能性があり、事前の備えが求められる。

災害対策基本法第7条第1項では、「区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。」旨規定しており、防災計画の避難所等として指定している施設を管理する指定管理者は、町が実施する災害対策に協力する義務を負うことから災害等発生時の対応については、指定管理者の協力が不可欠であ

り、所管課は指定管理者との協力体制を確保しておかなければならない。

仕様書及び審査要項では、「災害等が起きた場合は防災拠点施設となるため、町民の避難及び救助のため、町へ協力しなければならない。また、町へ協力を行う時は、管理費の取扱いその他必要な事項については、町及び指定管理者が協議の上、決定する。」と記載している。

しかし、協定書では、指定避難所等に指定される場合の対応について規定していない。災害発生時における対応方針、指定管理者と施設管理者との役割分担、当該対応により新たに発生する経費等の負担のあり方やその協議方法等について、協定書において確認的に規定する必要がある。(平成29年4月25日総務省自治行政局通知参照)

[参考] 災害等により、本施設が地域防災計画に基づく避難所とされた場合、受託者は、委託者が行う避難所の開設及び管理運営に関し、委託者の指示に従わなければならない。2 委託者は、受託者に対し本協定に定める本業務及び付帯業務の全部又は一部の実施について、免除することができる。3 受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受託者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって委託者に通知するものとする。4 委託者は、前項の通知を受け取った場合、受託者との協議を行い、費用負担等を決定するものとする。

(3) 施設の安全対策(新規条項)

施設の利用者等の安全確保は、施設の設置者たる自治体にとって最大かつ最優先に扱うべき事項である。施設の設備に関する定期点検、利用者の安全を確保するために事故を未然に防ぐ措置、対応については、基本的には、指定管理者の責任で実施することとなるが、町は指定管理者が実施する業務の監督責任を負うと共に、施設の設置者として、安全管理を行う義務を負うものである。

仕様書では、施設及び設備の維持管理に関して、「指定管理施設に関し保守管理を行うこと。(保守点検業務に係る標準的な内容は、〈別表1〉とする。)」と記載しているが、公の施設の利用者等の安全確保及び施設の長寿命化を図るため、施設の安全対策について協定書に明記する必要がある。

安全対策については、チェックリストを活用した安全点検(法定点検及び日常点検)を行い、その結果を所管課に定期的に報告(業務報告書)し、施設の不具合場所を正確に把握し、利用者等の安心・安全に万全を期されたい。

[参考] 受託者は管理施設、設備等を良好な状態に保ち、利用者の用に供さなければならない。2 受託者は、事業計画書に記載する管理施設の維持管理に関する計画の内容に従い、管理施設の保守点検、保守管理、修繕、清掃等の維持管理を実施するものとし、本業務の執行中に利用者の安全の確保に支障となる事項があると認められた場合には、直ちに委託者へ報告し、協議を行うとともに、適切な対策を講じなければならない。

(4) 第三者による実施(第13条第1項関係)

協定書第13条第1項では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。2(省略)」と事前承認を規定しており、仕様書でも、「(省略)再委託するものについては、事前に本町の承認を受け、その契約書の写しを提出すること。」としている。

本業務の一部の再委託を行う場合には、事前に再委託の承認申請書を指定管理者から提出させるなど書面による手続きを行う必要があるが、監査の結果、指定管理者からの再委託の承認申請及び町の承認通知も確認できなかった。町的意思決定が必要な事務であることから、書面による承認通知を行う必要があると考える。

事前承認の例外として、「軽微な業務(施設及び付帯設備の清掃、消防設備、電気設備等付帯設備の保守点検、施設の防犯、防火警備等で指定管理者が軽微な業務を再委託するもの。)の第三者への委託については、町の承諾は不要とする。」旨を仕様書等に明記することも考えられる。

指定管理者制度は、基本的には施設の一体的な管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定している制度であることから、管理の業務を一括して第三者へ委託することは認められない(平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知参照)ので、その旨を協定書等に明記する必要がある。

[参考] 受託者は、管理業務の全部を一括して、又は主たる管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に委託者があらかじめ書面により承認した場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。2 受託者は、前項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、当該第三者との契約書の写しを速やかに委託者に提出しなければならない。契約を更新し、又は変更した場合も同様とする。3 受託者が第1項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて受託者の費用と責任において行うものとし、管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用(以下「損害等」という。)については、すべて受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害等とみなして、受託者が負担するものとする。

(5) 年度事業計画書(第19条第1項関係)

年度協定書第1条では、「年度協定は、本業務の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。」と規定している。所管課は、年度協定締結に先立って、各年度の事業開始前の協定書第19条で定める期日(毎年度1月末)までに指定管理者から提出された各年度の事業計画書(以下「年度事業計画書」という。)について、管理業務の内容や収支計画等が適切なものであるか十分確認の上、各年度の業務内容及び指定管理料について年度協定書で詳細を定めることになっている。

指定管理者に行わせる業務の範囲は、条例で広く規定し、審査要項及び仕様書で詳細を定め、指定管理者指定に当たり申請者から提出された申請書(以下「提案書」という。)の手續等条例の規定に基づく指定期間内の事業計画書(以下「基本事業計画書」という。)を受けて、最終的に各年度の業務内容は、基本協定書第19条に規定している年度事業計画書で定められる。なお、年度協定書第2条でも、「当該年度の業務内容は、協定書第19条の規定により定めた年度事業計画書記載の管理業務とする。」と規定している。

また、指定管理料についても、協定書で指定期間中(3ヵ年)の指定管理料総額の上限額を定め、最終的に各年度の指定管理料は、この範囲内において別途年度協定書で定められる。いずれにしても、各年度の業務内容及び指定管理料は、年度協定書で確定することになり、年度事業計画書が業務内容及び指定管理料の算定基礎となっていると考える。

当該年度の業務内容及び指定管理料の根拠資料とするために、年度事業計画書の具体的な記載事項を協定書に明記する必要がある。(別途様式の作成)

[参考] 受託者は、本協定の期間における各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を記載した年度事業計画書を作成し、各年度の前年度の1末日までに委託者に提出し、その確認を得なければならない。(1) 事業計画書(管理運営の体制及び本業務の内容) (2) 収支計画書 (3) その他、委託者が必要と認める事項 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、協定の初年度に係る年度事業計画書にあっては、当該事業年度開始までに委託者に提出するものとする。 3 委託者と受託者は、年度事業計画書を変更しようとするときは、委託者受託者協議の上決定するものとする。

(6) 指定管理料の支払い(第23条関係)

指定管理者の指定に当たっては、審査要項に基準価格(公の施設の管理業務に係る委託料の上限)を記載し、申請者は基準価格以内の委託料の額で提案内容(事業計画及び収支計画)を作成することになっており、審査要項に、「指定期間中の委託料の総額は、〇〇円を上限として別途協定で定める額とする。」旨を記載している。

協定書第23条第1項では、「指定管理料〇〇円(指定期間を通じた額。消費税及び地方消費税を含む。)を支払う。」と規定している。これは自治法第241条に規定する債務負担行為を設定していない場合であり、後年度以降の支出を義務付けることとなる債務負担行為を設定(議会の議決が必要)している場合は、債務負担行為の設定額を基本として指定管理料の上限額を定めることになるため、同条第1項の条文について改定されたい。

[参考] 委託者は、本業務実施の対価として、受託者に対して指定管理料を支払う。2 委託者が受託者に対して支払う指定期間中の指定管理料の限度額(上限)は、〇〇(債務負担行為設定額)円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、指定管理料の年度ごとの額、支払い方法等の詳細は、委託者と受託者が協議のうえ委託者の予算の範囲内で、別途「年度協定」で定めるものとする。

(7) 事業報告書(第20条第1項関係)

自治法第244条の2第7項及び手続等条例第8条では、「指定管理者は、事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。」とし、同条例第9条では、「施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定している。

所管課は、事業報告書と年度事業計画書等の内容と比較・検証し、管理業務が適正かつ確実に履行されているか等を確認しなければならないこととなっており、事業報告書は、町が指定管理者による管理運営状況の年度評価を行うに当たっての資料となるものである。

収支報告書(いざなぎ振興協議会)について、対事業計画と比較検証が可能で、金額は円単位の様式に改められたい。また、令和5年度の収支報告書において、収入項目の前年度繰越金は3,490千円(R4年度1,918千円)であるが627千円計上している。なお、R6年度は6,461千円となっている。

監査の結果、実績報告書の添付資料は収支決算書のみで、協定書で定める報告事項を報告していない。事業報告書の報告項目につき、協定書に基づいた報告内容を遵守して作成させるよう指導されたい。また、提出された報告書は「実績報告書」となっており、「事業報告書」に改められたい。

(8) 業務報告書(新規条項)

手続等条例第8条及び協定書第20条において、年次の事業報告書については規定しているが、手続等条例第9条に定める「管理施設の適性を期するための定期的報告」については協定書に規定していないので、「業務報告の提出」について明記する必要がある。

業務報告書は、本業務の実施状況や利用状況等を定期的に把握し、協定書等に定められた事業や業務を計画に沿って適正に執行されているかどうかを検証・評価するために必要なものである。

[参考] 受託者は、指定期間中、各月の本業務に関する業務報告書(月次)を作成し、当該月の翌月10日までに、委託者へ提出しなければならない。2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。(1)本業務の実施状況に関する事項(2)本施設の利用状況に関する事項(3)利用料金の収入状況に関する事項(4)前各号に掲げるもののほか、委託者が指示する事項

(9) 情報の公開(新規条項)

手続等条例第13条では、「指定管理者は情報公開条例の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定しており、指定管理者は必要な措置を講ずる努力義務が課せられている。情報公開条例第23条において、「町が出資及び補助する法人等は、情報公開条例の趣旨にのっとり、自ら積極的な情報公開に努めるものとする。」と規定している。

指定管理者は、施設の適正な管理について町民への説明責任があり、その管理運営について高い透明性が求められることから、公の施設の管理運営業務に関して保有する情報の公開等に積極的に取り組むことが必要である。しかし、管理業務に係る情報の取扱いである情報公開に関する条項は協定書に規定していないため明記する必要がある。情報公開条例の基本理念は、町が保有する情報の「原則開示」であり、指定管理者は、「原則開示」の基本理念を十分理解し、情報開示の申出等に対し適正に対応しなければならない。

[参考] 受託者は、情報公開条例の規定の趣旨に則して、管理業務の実施に関して受託者が管理する文書の適正な公開を行うものとする。2 受託者は、利用者が必要とする情報を的確に把握し、その適切な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(10)利用者満足度調査の実施(新規条項)

「仕様書」の管理運営に関する基本的な考え方の(3)では、「住民の交流、活用につながるよう、利用者等の意見を管理運営に反映させ、利用者等の満足度を高めていくこと。」とされている。しかし、令和5年1月31日付け提案書の基本事業計画書には、利用者等の意見や要望等の聴取についての具体的な業務の記載はなく、協定書、仕様書、審査要項にも記載していない。

管理施設の利用者の苦情・意見等について調査することは、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しい施設の実情及び施設が提供しているサービス水準を確認する上で効果的であり、その結果分析から管理運営に有用な情報が得られ、施設管理・運営の改善につながるものであることから、現場感覚を維持するためにも必要と考える。「利用者満足度調査の実施」が協定事項となっていないことから協定書において確認的に規定する必要がある。

多様化する利用者ニーズを的確に把握しながら、そのニーズや必要性を考慮した施設のあり方を検討するとともに、施設の計画的な修繕を図りながらより良いサービスの提供を行うとともに、利用者が安全安心かつ利用しやすい施設となるよう利用促進に努められたい。

[参考] 受託者は、管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、管理施設内に、利用者が自由に意見を記述することができる「意見箱」を設置する方法による管理施設の利用者満足度調査を行うものとする。2 受託者は、利用者満足度調査により把握した管理施設の利用者の苦情・意見等を真摯に受け止め、業務改善に活かすよう努めるものとする。3 受託者は、投函された意見の結果及び対応状況について、(毎月)業務報告書により委託者に報告するものとする。

(11)利用料金制度(第25条関係)

利用料金制度とは、自治法第244条の2第8項の規定に基づき、公の施設の利用に係る料金収入(以下「利用料金」という。)を指定管理者自らの収入として収受させ、施設を管理していくための管理経費に充てることができる制度である。ただし、使用料として徴収する場合、当該使用料収入は町の歳入(公法上の債権)となるが、管理業務の必要経費は全額町が負担することになる。

また、利用料金について承認料金制を採用している施設の場合、利用料金の額は、自治法第244条の2第9項の規定に基づき、施設設置条例等に定める範囲内で指定管理者が定めることが可能であるが、この場合、あらかじめ指定管理者が当該料金について、町の承認を受けて定めるもの(施設設置条例第10条第2項及び富沢設置条例第11条第2項)としているが、協定書第25条では、事前承認料金制について協定事項となっていないことから協定書に明記する必要がある。

監査の結果、指定管理期間開始前(指定管理者の指定に係る議決後)の指定管理者からの利用料金(テナント料金含む)の決定についての承認申請は提出されておらず、町の承認手続きも行われていなかった。新たな指定期間の開始にあたり、指定管理者に対し利用料金の決定を求める申請を促し、本町において利用料金の決定を承認する手続きを行う必要がある。また、利用料金の決定を承認したことを明らかにするため、書面により当該手続きを行うことが望ましいと考える。事務決裁規程では、利用料金の承認についての決裁権限者が判別できないため明確にされたい。

なお、当初の指定期間が終了し、新たに指定管理者を指定する際に、従来と同じ指定管理者が指定を受けた場合であっても、新たな指定期間に対応した協定書を改めて締結するのであるから、利用料金の決定及び本町の承認については、その都度受ける必要があると考える。

[参考] 受託者は、本施設の利用に係る利用料金(以下「利用料金」という。)をその収入として収受することができる。2 利用料金は、受託者が施設設置条例第10条第1項及び施設管理規則第4条第1項の規定により、定めるものとする。ただし、その決定又は改定については、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、施設利用者等への十分な周知を図るものとする。

4. 仕様書

(1) 施設賠償責任保険(5.業務内容(4)関係)

仕様書において、指定管理者は、管理施設における不慮の事故に備え、施設賠償保険に加入することとし、対人賠償で、1事故あたり最低額5千万円としているが、1名あたりの金額を記載していないので記載されたい。監査の結果、保険証券を確認したところ、対人賠償支払限度額で、1事故あたり5千万円、1名あたり5千万円となっていた。対人賠償のてん補限度額について、特に、1事故あたりのてん補限度額の増額について検討する必要があると考える。(いざなぎ振興協議会)

(2) 飲料用自動販売機の設置運用業務(5.業務関係(2)関係)

仕様書において、「自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ本町の承認を受けること。上記の再委託にあつては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理委託期間の終期を限度とすること。」と明記している。しかし、監査の結果、再委託に係る協定書(契約書)は、書面で確認できたが、本町の承認手続きについては確認できなかった。

また、契約された自動販売機設置協定書第11条では、「本協定の有効期間は、(省略)までの1年間とする。なお、この期間満了の1か月までに、甲乙いずれからも、何らかの申出のない場合は、本協定はさらに1か年間自動的に延長されるものとして、以後も同様とする。」と規定しており、仕様書に基づいた適正な事務処理が行われていなかった。仕様書に基づいた取り組みを実施され、指定管理者に対する一層の指導・監督に努められたい。(富沢地区振興協議会)

(3) 備品台帳

協定書第6条では、管理物品の内容を別紙で表示しており、仕様書では、「指定管理者は、備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄の異動があつた場合も同様に、備品台帳により整理するものとする。」と明示している。監査の結果、備品台帳が確認できなかった。仕様書に基づいた取り組みを実施され、指定管理者に対する一層の指導・監督に努められたい。

5. その他

テナントの賃貸借契約に関する業務(いざなぎ振興協議会)

令和5年度 収支報告書(いざなぎ振興協議会)では、収入合計(除く前年度繰越金)6,619千円(令和4年度4,090千円)に対し、支出合計3,648千円(同2,518千円)で、単年度の収支差益は2,971千円(同1,572千円)となり、前年度に比べ1,399千円(89.0%)増加している。収支差益増の要因は、指定管理料2,074千円増(電気代等の増額を勘案)による収入合計2,529千円(61.8%)増に対し、施設維持管理費等の支出合計が1,130千円(44.9%)増であつたことによるものである。これにより、次期繰越金[収入合計(含む前年度繰越金)-支出合計]は6,461千円(同3,490千円)となっている。

テナント料収入の内、管理施設以外の旧那岐保育園のテナント料600千円が含まれ、テナント4社のうち1社はテナント料が免除(令和6年度まで)となっており、令和7年度の事業計画書(令和7年1月31日受付)については、協定書第19条の規定により再度確認する必要がある。また、監査の結果、テナント料金の承認及び免除承認手続きが確認できなかったため、適正な事務処理を実施されたい。

テナントの賃貸借契約締結に関する業務は、具体的に協定書・仕様書には定めていないが、包括的に本業務の範囲内として解することが可能である一方で、本業務である施設の日常的な管理運営、利用許可に関する管理業務とは別に、協定書第41条で規定している、施設の設置目的の達成に寄与する内容の事業等を、自らの創意工夫を生かした形で実施する本業務の範囲外である自主事業と解することもできる。なお、同条では、「受託者は、本業務の範囲外で地域活性化推進のために活用し、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。2 受託者は、自主事業を実施する場合で管理施設の改造、増築、移設等について必要な場合は委託者と受託者は協議を行うものとする。」と規定している。上記を踏まえて、以下の事項について検討されたい。

(1)テナントの賃貸借契約締結に関する業務に関し、協定書第41条の本業務の範囲外の自主事業に判別することについて検討すること。自主事業は、事業実施に必要な経費を積算総額に参入せず、独立採算により事業を実施する必要があることから公の施設の管理運営にかかる経費の削減が可能となる。

(2)利用料金制を採用した場合、指定管理者が自主的な経営努力を行って経費の削減を行った結果、ある程度の利益が生じても、このような自己努力による利益は原則として指定管理者の利益とするような事業実施に向けたインセンティブを組み込むことは必要であるが、自主事業の実施によって、その利益が指定管理者の管理業務と経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、町と指定管理者の協議により、利益の一部を還元(町民サービス改善のための新たな事業実施。利益の一部を町に納入等)させる仕組みの導入について検討すること。公の施設の整備には土地、建物等に関する費用を要し、その管理運営についても経費の支出が伴うことから、当該施設に伴う財政負担の軽減のために活用することが適切である。

(3)指定管理期間が3年であるにもかかわらず、テナントの賃貸借契約期間が1年の自動継続になっているので、契約期間の見直しについて検討すること。

(4)地域に密着した集会施設で地元住民で構成される団体等に管理させる必要性が高い施設の場合の指定管理期間(5年)について検討すること。(指定期間の法令上の定めはない。)

(5)旧那岐小学校の収支計画及び収支報告書に、旧那岐保育園のテナントの年間賃貸料600千円を計上していた。指定管理施設は、旧那岐小学校であり、対象外の管理施設のテナント料を計上することはできない。管理対象施設を明確に区分し、適正な会計処理を行う必要がある。

本監査の対象外であるが、旧那岐保育園の施設管理は、指定管理者制度に基づく町からの委任関係ではなく、町との管理委託契約書(平成27年4月1日付け)に基づく管理委託の関係にあるが、指定管理制度が導入され、公の施設に関する管理委託制度が廃止されている状況からして、国関連通知の平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知を参考にし適切な対応をされたい。

[参考] 旧管理委託制度と指定管理者制度(岡山市参照)

	旧 管 理 委 託 制 度	指 定 管 理 制 度
法的性質	委託契約	行政処分 ※管理運営の細目等については、協定により規定
管理運営の主体	・公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定。 ・相手方を条例で規定。	・民間事業者を含む幅広い団体(法人格は不要。ただし、個人は除く)
権限と業務の範囲	・施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・施設の管理権限及び責任は地方自治体が引き続き有する。 (使用許可権限は付与できない)	・施設の管理権限を指定管理者に委任(使用許可権限を含む) ・地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	・委託の条件、相手方等。	・指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等。

III 監査意見

「指定管理者制度」とは、公の施設の管理手法の一つであり、本来施設の設置管理者(町)が持つ施設管理権限を、議会の議決を経て行う「指定」という行政処分により、法人その他の団体に委任することができる制度である。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の

施設の管理に民間の能力を活用しつつ、当該施設の提供する「住民サービスの向上」及び当該施設に要する「管理経費の縮減」を図ることを目的に、従前の管理委託制度に代わるものとして、平成15年6月の地方自治法改正(同年9月施行)により創設された制度である。従前の制度の下で不可能とされていた行政処分たる使用許可権限を付与することが可能となった。

監査の結果、指定管理者は、地元住民で構成された地域団体であるため、地域活性化しようとする熱意が強く感じられた。留意すべき点としては、所管課において、指定管理者を指導・監督する立場にありながら指定管理者に対して十分に行われていないと考えられる状況である。今後は、指定管理者に対するより一層の指導・監督に努められたい。

今後も地域の活動拠点となる施設として、また、地域を訪れる人と地域住民の交流の場として活用していきけるよう、所管課と指定管理者が協働して業務に取り組み、施設の魅力向上に努めることで、その存在価値が一層高められるよう努められたい。

IV 指定管理の概要

1 指定管理者

区 分	旧 那 岐 小 学 校	富 沢 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー
名 称	いざなぎ振興協議会	富沢地区振興協議会
代 表 者	会長 大谷 豪太郎	会長 河村 勝敏
所 在 地	智頭町大字大背205番地	智頭町大字新見371番地1
設 立 年 月 日	平成23年3月6日	平成24年5月25日

2 対象施設

名 称	旧 那 岐 小 学 校	富 沢 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー
所 在 地	智頭町大字大背205番地	智頭町大字新見371番地1
施 設	①敷地面積:8,095㎡ ②延床面積:2,017㎡ ③体育館面積:699㎡ ④構造:木造二階建(一部平屋建) ⑤令和4年(一社)那岐の風立ち上げ「ナギノ森の宿」の運営サポート	①敷地面積:4,003㎡(運動場含む) ②延床面積:315㎡③倉庫面積:101㎡ ④構造:木造平屋建 ⑤令和2年新築「こもれびの里」 ※富沢体育館(新見384番地)434㎡ 鉄筋コンクリート

3 指定管理の内容

区 分		旧 那 岐 小 学 校	富 沢 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー
指定管理者の指定方式		①指定根拠法令等 自治法第244条の2第3項 ②選定基準 手続等条例第5条第1項第1号(指定管理候補者の選定の特例)を適用【特例による選定】 ③選定及び決定 特定の団体を選定し、選定審査、指定議案提出後、議会の議決に基づき指定管理者に指定	
指定管理期間		令和5年4月1日～8年3月31日	令和5年4月1日～8年3月31日
指定管理料 (消費税等含む)	総額(年間)	13,122,000円(R5.12月変更)	4,800,000円
	各年度	4,374,000円(3,000,000円)	1,600,000円
決算額 令和5年度	収 入	7,246千円(繰越金627千円含む)	2,307千円(繰越金598千円含む)
	支 出	3,648千円	1,204千円
	収 支	3,598千円	1,104円
利用料金制		自治法第244条の2第8項による利用料金制採用	
指定に係る町議会の議決日		令和5年3月22日	令和5年3月22日
基本協定年月日		令和5年3月28日	令和5年3月28日
年度協定年月日		令和6年4月01日	令和6年4月01日

<p>施設設置条例第3条 (指定管理者による管理)</p>	<p>指定管理者が行う業務は、自治法第244条の2第3項に基づき、施設設置条例に規定されている。指定管理業務の範囲や内容等は、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書により定められている。 協定書第8条(条例第3条に規定する本業務の範囲)</p> <p>(1)管理施設の利用許可に関する業務 (2)管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 (3)管理施設等の維持管理に関する業務 (4)前各号に掲げるもののほか、委託者又は受託者が必要と認める業務 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書・審査要項に定めるとおりとする。</p>
-----------------------------------	---

【管理運営】に関する基本的な考え方(仕様書)

(1)施設の公共性に基づき、適切な管理運営を行うこと。(2)各地区において小さな拠点を形成する重要な施設と位置付け、地域活性化を推進するための管理運営を行うこと。(3)住民の交流、活用につながるよう、利用者等の意見を管理運営に反映させ、地域活性化を推進するための管理運営を行うこと。(4)災害等が起きた場合は防災拠点施設となるため、町民の避難及び救助のため、町へ協力しなければならない。(5)個人情報保護を徹底すること。(6)施設利用者等に対して公平、平等な対応を行うこと。(7)町と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。(8)関係する各種法令、条例及び規則を遵守すること。

【指定管理者制度関係条文】

● **地方自治法第199条**

- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をあたえているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので、政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、(省略)その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 14 監査委員からの結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、(省略)その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

● **地方自治法第244条(公の施設)**

- 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

● 地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 1 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を得なければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指示を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

【 国 関 係 通 知 】

● 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」

(平成15年7月17日付け総務省自治行政局長)

(省略) 指定管理制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。(省略)

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間業者等が幅広く含まれるものであること。
(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第241条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであ

ること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮されたいこと。

第3 施行期日等

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法第2条関係)

● 「指定管理者制度の運用について」

(平成22年12月28日付け総務省自治行政局長)

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間の事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令に遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して、委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定すること。

● 「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」（平成29年4月25日付け総務省自治行政局長）

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）平成28年12月20日」においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。ついては、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、自治法第245条の4第1項に基づき助言します。

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部長及び施設管理担当部局が、防災担当部長等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和36年法律第233号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合（省略） (5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合（省略）

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

2. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましい。